

犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定事業
～通称「『やさしい』おみせ」認定事業～
【募集要項】

令和7年1月28日

愛知県犬山市

1. 目的

犬山市（以下、「市」という。）は、令和6年4月1日に「犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。

条例の施行に伴い、障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段により情報を取得する機会を拡充するとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が示す障害のある人への合理的配慮の提供を促進することを目的に、社会の中のバリアを取り除くために、過度な負担とならない範囲で配慮を提供し、その配慮の内容を提示等で周知している事業者「『やさしい』おみせ」の認定事業を実施します。

そこで、この取組に参加していただき、犬山市合理的配慮の提供推進事業者（以下、「『やさしい』おみせ」という。）認定事業の認定を受ける事業者（以下、「認定事業者」という。）を募集します。

※ 合理的配慮とは（「障害者の権利に関する条約」第二条 より）

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

2. 対象

この事業の対象は、市内において小売業・サービス業・医療等の不特定多数の者の利用が見込まれる事業を行う者（以下「事業所等」という。）とします。

3. 要件

この要項で募集する認定事業者の要件は、次の全てを満たすものとします。

ア 提供する合理的配慮の内容を、掲示等の手段で利用者等に明示していること

イ 事業者名、所在地、提供している合理的配慮等の情報を市ホームページに掲載することに同意すること

ウ 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと

4. 申込方法

次に掲げるものを持参、郵便、メール、申込フォームのいずれかで犬山市役所健康福祉部障害者支援課（030110@city.inuyama.lg.jp）まで提出してください。

ア 犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定申請書

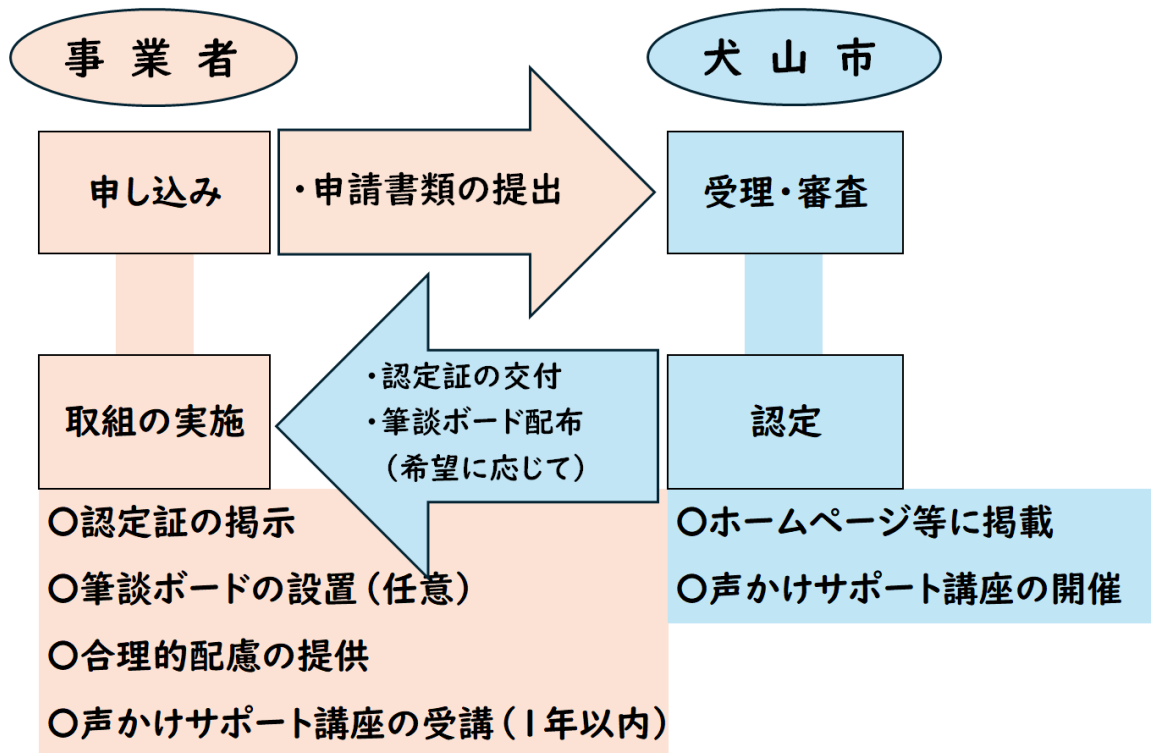
イ 提供できる合理的配慮を明示している媒体を写した画像等

5. 募集期間

申込みは随時受け付けます。

6. 「『やさしい』おみせ」認定事業の流れ

○ 事業の流れ



7. 認定事業者の審査

市は、申請により認定事業者の要件を満たすことを審査します。

8. 留意事項

(1) 費用負担

合理的な配慮の提供に関する全ての費用については、認定事業者の負担とします。

(2) 情報公開

犬山市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

(3) 認定事業者の認定取消

認定の取消しを届け出ようとするときは、犬山市合理的配慮の提供推進事業者認定取下届に認定証を添えて障害者支援課に提出してください。ただし、認定事業者が以下の項目のいずれかに該当するときは、届出の有無に関わらず認定を取消します。

認定が取消された事業者は、速やかに認定証を返却してください。

ア 休業、又は廃業した場合

イ 移転等により市内で事業を行わなくなった場合

ウ 市が必要と認める調査などに対し、正当な理由なく拒否又は指示に従わなかった場合

エ 期日までに、声かけサポート講座を受講しなかった場合

- オ 本要項に定める申請に虚偽の記載があった場合
- カ 要件に該当しなくなった場合
- キ その他、「『やさしい』おみせ」として認定することが適当でないと認められる場合

9. 問い合わせ先

犬山市役所 健康福祉部 障害者支援課

所在地：〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

電話番号：0568-44-0321

FAX 番号：0568-44-0361

E-mail：030110@city.inuyama.lg.jp